

## 富士見町事業者・町民応援振興券【第4弾】特定事業者(取扱店)募集要項

### 1. 発行の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による、町内の商業と観光業への影響が長期化、深刻化する中、売上げ等に甚大な打撃を受けた「事業者」と所得が減少している「町民」を同時に支援し、町内経済の早期回復を図ることを目的として、富士見町事業者・町民応援振興券事業の第4弾を実施します。

### 2. 事業主体

富士見町

### 3. 振興券の発行について

名 称 富士見町事業者・町民応援振興券(以下「振興券」という)及び応援食事券(以下「食事券」という)

#### 【振興券】

- (1) 発行総額 約4,350万円
- (2) 発行部数 約14,500部
- (3) 発行単位 3,000円/1セット  
(500円券6枚綴り3,000円分)
- (4) 使用可能期間 令和3年11月1日(月)～令和4年1月31日(月)
- (5) 発行対象者 令和3年10月1日時点で富士見町に住所を有する者及び令和3年10月2日から令和4年1月31日までに出生により住民登録された者並びに町長が特に必要と認めた者。

#### 【食事券】

- (1) 発行総額 約4,350万円
- (2) 発行部数 約14,500部
- (3) 発行単位 3,000円/1セット  
(500円券6枚綴り3,000円分)
- (4) 使用可能期間 令和3年11月1日(月)～令和4年1月31日(月)
- (5) 発行対象者 令和3年10月1日時点で富士見町に住所を有する者及び令和3年10月2日から令和4年1月31日までに出生により住民登録された者並びに町長が特に必要と認めた者。

### 4. 振興券の利用対象外

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

### 5. 特定事業者(取扱店)の参加資格

1 下記(1)～(5)のすべてに該当する事業者(個人・法人等)を対象とします。

- (1) 富士見町内で小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、運輸業の店舗を営む事業者

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により1か月あたりの店舗収入金額が令和2年1月以降において、前年または前々年同月比で20パーセント以上の減少が1か月以上認められる者または町内に本店所在地がある法人及び町内に住所がある個人事業主
  - (3) 下記の要件に該当しない事業者
    - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
    - ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
    - ③上記「4 振興券の利用対象外」に記載の取引、商品のみを扱う事業者
    - ④役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者に該当する事業者
  - (4) 長野県が示す適切な感染防止対策を講じている事業者
  - (5) 長野県「新型コロナ推進宣言の店」または「信州の安心なお店」に登録している事業者
- 2 その他、町長が特別の理由があると認める事業者

#### 食事券取扱店

- (1) 食品衛生法(第52条)に基づき営業許可を受けた富士見町内に店舗を持つ事業者
- (2) 食品衛生法施行令第35条第1項第1号の飲食店営業のうち、一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、移動営業車及び喫茶店を町内で営む店舗。
- (3) 上記1の(2)～(5)のすべてに該当する事業者(個人・法人等)を対象とします。

#### 6. 特定事業者(取扱店)の責務等

特定事業者(取扱店)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が利用期間中に振興券及び食事券を持参した場合は、振興券及び食事券額面分の商品の販売やサービスの提供を行うこととし、その際に、以下の処理を行うこと。
  - ①未使用券であるかの確認すること。
  - ②見本券と照合し、相違がない事の確認すること。
  - ③再流通防止のため、利用者から受け取った振興券及び食事券は、裏面の指定欄に特定事業者(取扱店)が判別できる印を押印すること。
  - ④裏面に既に押印がある振興券及び食事券は、受け取りを拒否すること。(取り消し線や訂正印も不可)
  - ⑤偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに事業主体に報告すること。取引終了後、偽造券である事を発見した場合は、直ちに事業主体に通報し、当該偽造券を引き渡すこと。尚、偽造券は清算することができない。
  - ⑥振興券及び食事券の交換・譲渡・売買・再利用は禁止する。
  - ⑦特定事業者(取扱店)が振興券及び食事券を購入した時の直接換金は禁止する。
  - ⑧事業主体が行う調査(アンケート等)に協力すること。
  - ⑨事業主体が定めた規則等や指示を遵守すること。
  - ⑩受け取った振興券及び食事券の盗難・紛失は特定事業者(取扱店)の責任とする。
  - ⑪換金にあたっての振興券及び食事券枚数の確定は、事業主体が点検した枚数を優先する。

## 7. 厳守事項

- (1) 振興券及び食事券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) 振興券及び食事券を現金化することはできません。
- (3) 振興券及び食事券の額面に満たない場合でも、釣銭はできません。
- (4) 不足分は現金などで受取ってください。
- (5) 利用期間を過ぎた振興券及び食事券は使用できません。
- (6) 振興券及び食事券の紛失や盗難について、事業主体は一切の責任を負いません。
- (7) 破損、修繕のある振興券及び食事券は換金できません。(受け取らず、利用者に富士見町役場での交換を勧めてください。)

## 8. 特定事業者(取扱店)登録申請手続について

- (1) 申請方法 この「募集要項」に同意のうえ「特定事業者(取扱店)登録申請書兼誓約書」及び「添付書類」を、富士見町役場産業課商工観光係に提出してください。「特定事業者(取扱店)登録申請書兼誓約書」は、富士見町のホームページからダウンロードできるほか、富士見町役場産業課商工観光係に備え付けています。下記②・③については産業課商工観光係で実施する他の事業で既に提出している場合は省略可能です。

### 【提出書類】

- 法人
- ① 特定事業者(取扱店)登録申請書兼誓約書(別記様式1号)
  - ② 本店所在地の確認できる書類(ex.登記簿謄本、現在事項証明書の写し等)
  - ③ 感染防止対策状況の確認できる写真 ※
  - ④ 振込口座登録書

- 個人事業主
- ① 特定事業者(取扱店)登録申請書兼誓約書(別記様式2号)
  - ② 本人確認書類(ex.免許証、マイナンバーカードの写し等)
  - ③ 感染防止対策状況の確認できる写真 ※
  - ④ 振込口座登録書

### ※長野県が感染防止対策として示す下記の項目ごとの写真

- 対人距離の確保 … アクリル板等の設置状況、席の配置の工夫 など
- 手指消毒設備の設置 … 設置状況、消毒のお願い案内 など
- マスクの着用 … 従業員の着用状況、着用のお願ひ案内 など
- 施設の換気 … 施設の換気状況、空気清浄機等の設置 など
- 施設の消毒 … テーブル等の拭き上げ、消毒、設備の設置 など
- 長野県「新型コロナ対策宣言の店」及び「信州の安心なお店」のいずれかのポスターまたはステッカーの店内での掲示

- (2) 募集期間 (一次)令和3年9月21日(火)～令和3年10月20日(水)  
(二次)令和3年10月21日(木)～随時 令和3年11月30日(火)まで  
・令和3年10月20日(水)までに申請した特定事業者(取扱店)は、チラシ等に一覧表を公表し、

令和3年10月21日(木)以降に申請した特定事業者(取扱店)は、ホームページ等に掲載されます。

- (3) 審査・承認 申請のありました事業者は、審査のうえ、特定事業者(取扱店)として承認し、「特定事業者(取扱店)登録証」をお渡します。

## 9. 振興券及び食事券の換金について

- (1) 換金方法 換金期間に「特定事業者(取扱店)登録証」を提示するとともに、「振興券換金請求書」に必要事項を記入し、振興券(取扱店名を押印)または食事券(取扱店名を押印)と一緒に富士見町産業課商工観光係に提出してください。後日、特定事業者(取扱店)が指定する口座に、富士見町から振り込みを行います。

※換金請求書の印は登録申請書兼誓約書の印と同じものをお使いください。

	換金受付日			支払予定日
1	11月1日(月)	～	11月10日(水)	11月19日(金)
2	11月11日(木)	～	11月19日(金)	11月30日(火)
3	11月22日(月)	～	12月1日(水)	12月10日(金)
4	12月2日(木)	～	12月10日(金)	12月20日(月)
5	12月13日(月)	～	12月17日(金)	12月27日(月)
6	12月20日(月)	～	12月24日(金)	1月7日(金)
7	12月27日(月)	～	1月11日(火)	1月20日(木)
8	1月12日(水)	～	1月21日(金)	1月31日(月)
9	1月24日(月)	～	2月1日(火)	2月10日(木)
10	2月2日(水)	～	2月7日(月)	2月18日(金)
11	2月8日(火)	～	2月16日(水)	2月28日(月)
12	2月17日(木)	～	3月1日(火)	3月10日(木)

- (2) 換金期間 換金可能期間は、令和3年11月1日(月)から令和4年3月1日(火)とする。なお、換金期間を過ぎた振興券及び食事券は無効とする。
- (3) 手続場所 振興券及び食事券の換金請求場所は、富士見町役場産業課商工観光係とし、請求は平日9時から17時までとする。
- (4) 換金手数料 換金手数料はかかりません。

## 10. その他留意事項

「募集要項」に記載されていない事項は、富士見町役場産業課商工観光係までお問い合わせください。

富士見町役場産業課商工観光係

〒399-0292 富士見町落合 10777 TEL 0266-62-9342 FAX 0266-62-4481